



月刊労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
(鉄電) 千葉 2935・2936番
電話{(公) 043(222)7207番}

94.5.23 3998

JR東労希望通りあり即ち私労のみ希望通りあり即ち私!

5・18発令異動状況

● 習志野運輸区 → 千葉運転区 (4名)

A (国労)	在席: 83.12~	通勤地: 稲毛
B (東労)	" : 87.4~	通勤地: 佐倉
C (東労)	" : 93.3~	通勤地: 富浦
D (東労)	" : 93.3~	通勤地: 八日市場

● 京葉運輸区 → 千葉運転区 (1名)

E (東労)	在席: 91.3~	通勤地: 銚子
--------	-----------	---------

● 千葉運転区 → 銚子運転区 (1名)

F (東労)	在席: 92.2~	通勤地: 旭
--------	-----------	--------

● 銚子運転区 → 千葉運転区 (1名)

G (鉄産)	在席: 89.2~	通勤地: 都賀
--------	-----------	---------

許せない!

団交での回答は
何だつたのか?

五月十八日付で、士職七名の異動が発令された。今回異動の対象となつた者は、七名中五名がJR東労組合員であつた。残り二名は、それぞれ国労、鉄産労である。別表を見ていただければ分かるとおり、この間、動労千葉や国労の組合員をたて統一に配転したときには、一切考慮されることのなかつた、「通勤距離」や「本人希望」どおりの異動となつていて。

要するに、「JR東労や鉄産労の組合員を異動するときには希望と通勤距離に基づいて」、「動労千葉や国労の組合員を配転するときには希望や通勤距離を踏みにじつて」、というものが、異動に当たつての千葉支社の「選考の基準」なのだ。

この間、不当な配転通知の取り消しや選考の基準の解明を求めた団体交渉のなかで、千葉支社は、一体何と主張してきたのか? — 「基本的な考え方としては、職場の活性化のために、在席年限の永い者から異動を行なう」「異動は、本人希望や通勤距離だけの判断で行なうことはできない」—— これが当局の回答であった。しかも、その時その時によつて、「指導運転士(教導担当)」は除いて在席の永い者から」とか、「指導員」と主任運転士は除いて在席の永い者から」とか、勝手な基準をたてて、動労千葉の組合員を強制配転し続けてきたのである。

例えば千葉転から銚子への配転で見れば、動労千葉の組合員

で、通勤距離はより遠く、本人も転勤を希望し、しかも在席も

永い者がいる。まさに、「JR

東労優遇人事」と言う他ない。

「人事権」とか「総合的判断」を振りかざして、こんな恣意的な差別配転を强行するやり方は

決して認めることができない。

実際、今回の配転を見てみれば、「在席年限」ということで局の回答であった。しかも、その時その時によつて、「指導運転士(教導担当)」は除いて在席の永い者ばかりである。

例えば千葉転から銚子への配転で見れば、動労千葉の組合員

で、通勤距離はより遠く、本人も転勤を希望し、しかも在席も

永い者がいる。まさに、「JR

東労優遇人事」と言う他ない。

「人事権」とか「総合的判断」

が続くなかで、動労千葉の組合員であるだけの理由で、多くの

運転士を売店などに「塩漬け」にし続け、しかも、運転関係区

間の異動でも差別配転を繰り返す、異常な労務政策を直ちに中止せよ!

あつまつう!! 第32回
定期委員会に
・ビキ 5月28日(土)
・とく 千葉市民会館

反対・運転保安確立! 反戦・反核を担う労働運動を!